

**都道府県・研修実施機関・研修向上委員会向け  
介護支援専門員研修オンライン実施の手引き  
— 別紙2. 著作権の取り扱い —**

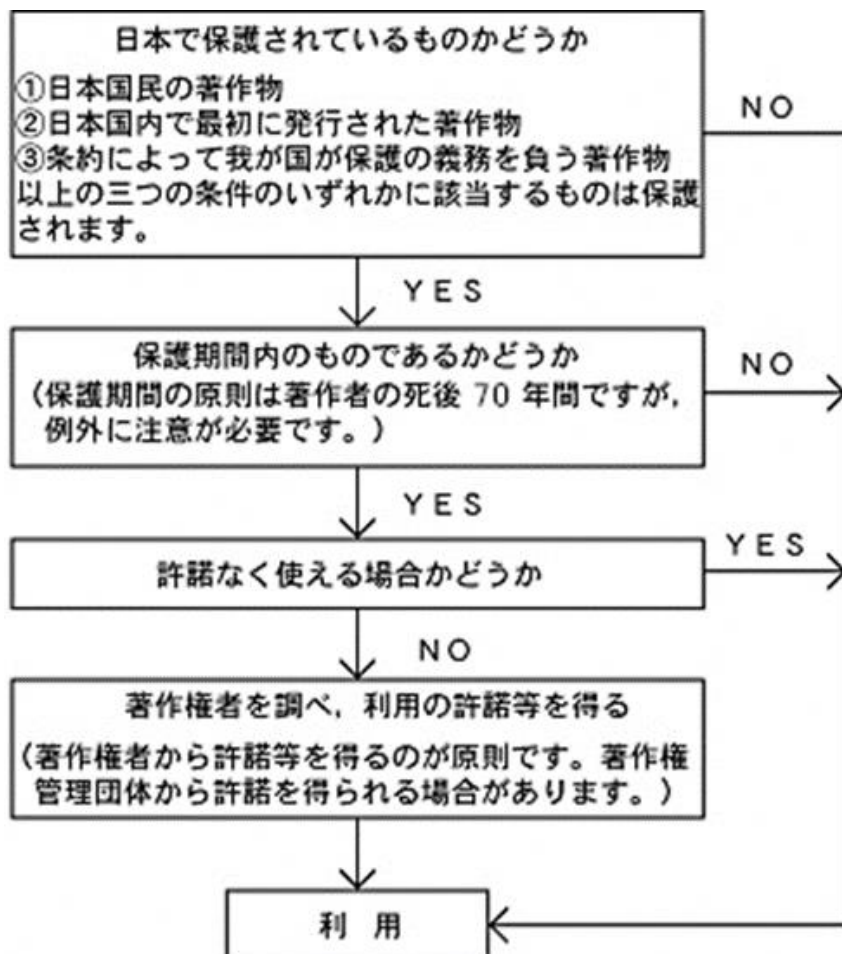
**令和4年度版**

## 本資料の位置づけ

本資料は、「都道府県・研修実施機関・研修向上委員会向け介護支援専門員研修オンライン実施の手引き」における、著作権の取り扱いについて補足説明を行うものである。

### (他人の著作物を「利用」する方法と許諾願い)

他人の著作物を「利用」する場合は、以下の手順で許諾の要否を確認する。



出典:文化庁 HP(令和3年2月1日時点)

(<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/riyohoho.html>)

著作物の許諾等を得る場合は、口頭であっても差し支えないが、後から問題が生じないように、できるだけ利用方法を詳しく説明した上で、文書で、その利用の仕方、許諾の範囲、使用料の額の支払い方法などを確認しておく必要がある。

以下に許諾願いの文案を示すので、許諾等を得る際の参考にされたい。ただし、許諾先(出版社等)によって申請の様式、方法を指定している場合もあるため、直接連絡して確認することが望ましい。





### （「許諾」を得なくてよい場合）

著作権法では、一定の「例外的」な場合に著作権等を制限して、著作権者に許諾をえることなく利用できることを定めている（著作権法第 30 条～第 47 条の 8）。

著作権者等の利益を不当に害さないように、それぞれに条件が厳密に定められているため注意が必要である。

#### 著作物が自由に使える場合（※それぞれ、法で条件等が定められている）

- ①私的利用のための複製
- ②教育関係
- ③「図書館・美術館・博物館等」関係
- ④「福祉」関係
- ⑤「報道」関係等
- ⑥「立法」「司法」「行政」関係
- ⑦「非営利・無料」の場合の「上演」「演奏」「上映」「口述」「貸与」等関係
- ⑧「引用」「転載」関係
- ⑨「美術品」「写真」「建築」関係
- ⑩「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限」関係

### （「引用」について）

上述⑧「引用」（著作権法第 32 条）について、著作権法第 32 条の「引用」については、文化庁のホームページで次のように説明されている。

#### 引用（第 32 条）

[1]公正な慣行に合致すること、引用の目的上、正当な範囲内で行われることを条件とし、自分の著作物に他人の著作物を引用して利用することができる。同様の目的であれば、翻訳もできる。（注 5） [2]国等が行政の PR のために発行した資料等は、説明の材料として新聞、雑誌等に転載することができる。ただし、転載を禁ずる旨の表示がされている場合はこの例外規定は適用されない。

#### （注 5）引用における注意事項

他人の著作物を自分の著作物の中に取り込む場合、すなわち引用を行う場合、一般的には、以下の事項に注意しなければなりません。

- （1）他人の著作物を引用する必然性があること。
- （2）かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること。
- （3）自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること（自分の著作物が主体）。
- （4）出所の明示がなされていること。（第 48 条）  
（参照：最判昭和 55 年 3 月 28 日「パロディ事件」）

出典：文化庁 HP（令和 3 年 2 月 1 日時点）

[https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu\\_jiyu.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html)

